

第113回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

会社の体制および方針 連結株主資本等変動計算書 連結注記表 株主資本等変動計算書 個別注記表

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

山九株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sankyu.co.jp/>）に掲載することにより株主のみならずさまに提供しております。

会社の体制および方針

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

1. 内部統制システム

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「倫理規程」「コンプライアンス規程」に則り、これらの遵守を図っている。
- ②取締役会については、「取締役会規程」によって適切な運営が確保されており、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて書面決議も含め随時開催している。取締役会では取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて公認会計士、弁護士等の意見を聴取し、法令及び定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査役会設置会社であり、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行について監査を行っており、経営機能に対する監督強化に努めている。取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告しその是正を図る。
- ③反社会的勢力に対しては、「倫理規程」において市民生活の秩序・安全に脅威を与え、経済活動にも障害となる反社会的勢力・団体との関係を一切遮断するとともに、それらの活動を助長するような行為は一切行ってはならない旨規定している。また、特殊暴力防止対策協議会に加入しており所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集して不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努めている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報管理基本規程」に基づき、当社のすべての情報の適切かつ円滑な保護、管理及び活用を図っている。また、同規程の下位規程である「文書管理規程」「電子情報管理規程」及び「稟議規程」に基づき保存及び管理について適切かつ確実に実施している。法定備置書類については、法令及び「文書管理規程」に定められた期間内は閲覧可能な状態を維持している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社が日常的に対象とする経営・品質、法的、事故・災害・地震・風水害、人権・個人、環境、IT情報、財務、海外・カントリーリスク等に係るリスク案件（関係会社を含む。）について「リスクマネジメント規程」に基づき各所管部署において潜在リスクを洗い出し、把握、評価して適切な対策を立て、報告または審議する必要があると判断される案件は、所定のレポートラインに従って経営企画部へ定期的に報告している。
- ②経営企画部に報告された各リスク案件で審議する必要があると判断されたものは、年2回、社長、代表取締役及び社長が指名した者により構成される経営会議で報告させ、総合的に対応策を検討している。特に、重要な案件については、取締役会に報告している。
- ③当社が会社の経営（関係会社を含む。）や役職員の危機に伴い、緊急の行動をとる事態が発生した場合には「クライシスマネジメント規程」に基づきその対応及び拡大を防止している。組織対応として代表取締役を本部長とする特別対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーを加えた組織の下で迅速な対応を行い、損害の拡大防止に努める体制を整えている。
- ④事業の継続が脅かされる緊急事態で特に地震等の自然災害については、発生時から復旧に向けての対策を織り込んだ「事業継続計画（BCP）」を策定している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定例に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の監督等を行っている。また、経営方針及び経営戦略等に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会が執行決定を行う。なお、監督と執行の分離を進め、取締役会による業務執行の監督機能強化及び意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入している。
- ②取締役会の決定に基づく業務執行については、「職責権限規程」「業務分掌」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めている。
- ③取締役会は、あらかじめ「稟議規程」を定めており、取締役会に付議しなくてよい事案については、権限委譲による効率的な業務を遂行している。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①「倫理規程」をコンプライアンス行動規範とし、国の内外を問わず、すべての法律及び国際ルール及びその精神を遵守するために「コンプライアンス規程」を制定している。取締役会は、コンプライアンス体制を構築・維持し、コンプライアンスの実現確保を図っている。この体制を推進するために、代表取締役を委員長とするグループ全体を統括するコンプライアンス委員会を設置、また下部体制として各部門担当役員等を委員長とするコンプライアンスサブ委員会を設置し、推進体制の充実を図っている。また、環境に関するコンプライアンスを強化徹底させるため、「環境管理規程」に則り、環境保全の継続的な活動を推進している。
- ②当社及びグループの内部通報制度である「さんきゅうホットライン」を設置し、法令違反行為等による損害の拡大の予防に努めている。
- ③コンプライアンスを徹底させるため役員・階層別・職種別研修会を実施している。
- ④内部監査に関しては、「監査規程」に則り、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門及び子会社についての業務・会計等の監査を実施している。内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役との連携を図っている。また、内部監査部は、社長直轄組織とし、より一層の監査強化を図っている。
- ⑤法律等が改正・変更になった場合には、法務部及び総務・CSR部が中心となり当社に関係がある内容について、規程の新規作成・改定、社内通達及びその徹底を図るための社内教育等の必要な施策を講じている。
- ⑥金融商品取引法に基づき財務報告の信頼性を確保するため、内部統制基本方針を定め、この基本方針に基づく「内部統制規程」を制定し、財務報告に係る内部統制に関する体系を明確にするとともに、体制、責任者、実施内容等の基本項目を定めて適切な運用を図っている。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ全体として、業務の適正を確保するため、「関係会社管理運営規程」に則り、当社と関係会社が相互に協調することにより総合力を発揮している。経営管理においては、グループ経営の基本方針を定めるとともに、「関係会社管理運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度を徹底する。必要に応じてモニタリングも実施する。また、関係会社社長会議を開催し、情報交換や情報共有化を図っている。
- ②子会社との情報交換、人事交流をはじめ、子会社との連携体制を確立している。
- ③子会社が当社からの経営管理や経営指導内容に背き法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認めた当社責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、速やかに各所管部署に報告し是正を求めるとともに、コンプライアンス委員会及び監査役（子会社と当社）に報告する。
また、双方の監査役は意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。

- ④当社の経営管理や経営指導内容が、法令に違反したりその他コンプライアンス上問題があると認められた責任者（コンプライアンス統括責任者を含む。）は、コンプライアンス委員会及び監査役（当社と子会社）に報告し是正を求める。また、双方の監査役は、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求める。
- ⑤内部通報制度をグループ会社全体を対象とした制度として位置付け、適切な運営を行っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会から補助すべき使用人の配置要請があった場合は、その人選については、監査役会と協議の上、同意を得て配置することとする。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人を配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の業務遂行は、監査役の指揮命令に従うものとする。また、当該使用人に係る人事異動・人事評価・懲戒処分等は監査役会の同意を得なければならないものとする。

(9) 監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

- a.取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。
- b.監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び使用人から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
- c.内部通報制度を通じて得た法令違反その他コンプライアンス上の問題は、監査役へ報告を行う。

②子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項については、監査役に都度報告することとし、監査役からの要請があった場合は、更なる報告をしなければならない。

(10)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告者や内部通報者に対しては、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用
又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。
また、監査役が必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合の費用については、会社に請求することができる。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①内部監査部が行う内部監査の結果は、監査役に報告し、監査役監査の実効性を高めるとともに必要に応じて、監査役は、公認会計士、弁護士等の外部専門家の意見を聴取して監査の実効性を確保する。
- ②監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

コンプライアンス規程に従い、グループ全体を統括するコンプライアンス委員会、その下部組織として各事業本部および各エリア等にコンプライアンスサブ委員会を設置し、コンプライアンス推進体制の強化を図っております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスに関する重要事項等の審議および事前に開催したコンプライアンスサブ委員会の報告事項等の報告を行いました。

(2) リスク管理体制

リスクマネジメント規程に従い、各所管部署において潜在リスクを洗い出し、必要があると判断された案件については、経営会議において年2回報告し、総合的に対応策を検討いたしました。

また、事業継続計画（BCP）を策定しており、その周知および実効性の向上を図るため、大規模地震を想定した全社防災訓練を実施いたしました。

(3) 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役9名で構成されており、取締役会規程に従い適切に運営されております。当事業年度においては、16回開催され、重要事項の決定および取締役相互の業務執行状況の監督等を行いました。

(4) 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、当事業年度においては、18回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議および決議を行いました。

また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や、代表取締役との定期的な会合、内部監査部との情報交換等により、監査の実効性の確保に努めております。

(5) 内部監査の実施

監査規程に従い、内部監査部が年間内部監査計画に基づき、事業部門および子会社についての業務・会計等の監査を実施いたしました。内部監査の結果は、監査担当役員の承認を得て、年2回定期的に取締役会に報告しております。また、監査役にも報告し、監査役との連携を図っております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	28,619	13,197	196,879	△8,774	229,922
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△6,866	—	△6,866
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	22,636	—	22,636
自己株式の取得	—	—	—	△10,007	△10,007
自己株式の消却	—	△461	△9,203	9,664	—
土地再評価差額金の取崩額	—	—	△145	—	△145
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△20	—	—	△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	△482	6,422	△342	5,597
当期末残高	28,619	12,715	203,301	△9,117	235,519

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,357	4	△522	△5,983	3,145	5,001	2,112	237,035
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△6,866
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	22,636
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△10,007
自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩額	—	—	—	—	—	—	—	△145
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	498	22	267	3,691	952	5,433	658	6,091
連結会計年度中の変動額合計	498	22	267	3,691	952	5,433	658	11,689
当期末残高	8,856	27	△254	△2,291	4,097	10,434	2,770	248,725

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表 (自 2021年 4月 1日) 至 2022年 3月 31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 56社
主要な連結子会社の名称

(株)山九海陸
山九重機工(株)
(株)スリーエス・サンキュウ
山九プラントテクノ(株)
日本工業検査(株)
(株)インフォセンス
Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.
P.T.Sankyu Indonesia International
Sankyu S/A

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

日合工業(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

(関連会社)

サンネット物流(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(関連会社)

協和海運(株)、(株)沖永開発

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の29社の事業年度の末日は12月31日であります。

Sankyu (Singapore) Pte.Ltd.
P.T.Sankyu Indonesia International
Sankyu S/A

上海経貿山九儲運有限公司 他 海外連結子会社 25社

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①未成作業支出金 個別法による原価法

②その他の棚卸資産 主として先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

a 建物 主として定額法

b その他の有形固定資産 主として定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。

②無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

⑤完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。

⑥役員退職慰労引当金

連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。
- (8) 収益及び費用の計上基準
当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は次のとおりであります。
- ①物流事業
当社グループでは、港湾区域での物流作業、貨物輸送及び倉庫内作業、国際物流作業、顧客工場構内での物流作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
なお、当社グループが代理人に該当するときには、純額で収益を認識しております。
- ②機工事業
当社グループでは、機工事業において、設備工事及び設備土建、保全作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
- (9) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|----------|----------|
| a. ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| b. ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債務 |
- ③ヘッジ方針
当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
- (10) のれんの償却方法及び償却期間
5～10年間で均等償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、本人取引として収益の総額を認識していた一部の取引について、本会計基準に基づく判定で、代理人取引として収益の純額を認識することになります。当該影響により、連結損益計算書の売上高および売上原価は、前連結会計年度の売上高および売上原価と比較し減少することとなります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法をとっており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に従い、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高および売上原価は9,647百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成作業受入金」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度における連結計算書類に与える影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 見積りの内容
機工事業における一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいた収益認識
2. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
機工事業における売上高 190,826百万円
機工事業における契約資産 32,610百万円
3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報
 - (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事契約については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
見積総原価は、契約ごとの実行予算を使用しており、工事着手後の状況の変化による作業内容の変更等を都度反映しております。ただし、外注価格および資機材価格の高騰、手直し等による施工中の追加費用の発生など想定外の事象により見積総原価が増減した場合は、当社グループの業績を変動させる可能性があります。特に過去類似の作業実績がない案件については、工事等の完成のために必要となる作業内容及び工数の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。
機工事業の工事のうち、当連結会計年度末の未完成工事の各金額は次のとおりであります。
未完成工事の実行予算売上高 128,106百万円
未完成工事の当連結会計年度に計上した見積売上高 59,095百万円
未完成工事の翌連結会計年度以降に計上される売上高 61,687百万円

(連結貸借対照表に関する注記)

1. その他の棚卸資産
販売用不動産 7百万円
貯蔵品 2,245百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 196,765百万円
3. 保証債務
従業員及び関係先等の銀行借入他に対する保証額 822百万円
4. 土地の再評価
当社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価の方法
「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った日 2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △7,096百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式				
普通株式	65,215,606	－	3,457,628	61,757,978
自己株式			－	
普通株式	4,714,769	2,004,281	3,457,628	3,261,422

(変動事由の概要)

発行済株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 3,457,628株

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,581株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 2,002,700株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 3,457,628株

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,630	60.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	3,236	55.00	2021年9月30日	2021年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原 資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,217	利益剰余金	55.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。資金調達についてはグループCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるグループ資金の有効活用を図る一方、必要な資金を効率的に調達することとし、主に銀行借入やコマーシャル・ペーパー及び社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施しており、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、流動資産に計上した有価証券、未払法人税等は短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

また、1年以内に返済される長期借入金(2,792百万円)は長期借入金に含めております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時 価 (* 1)	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (* 2)	19,735	19,735	—
(2) 社債	(25,000)	(24,860)	△139
(3) 長期借入金	(10,286)	(10,288)	2
(4) リース債務	(7,860)	(7,762)	△98
(5) デリバティブ取引			
為替予約取引	42	42	—

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 市場価格のない株式等 (5,284百万円) は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次の通りであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	19,659	—	75	19,735
(2) デリバティブ取引				
為替予約取引	—	42	—	42
資産計	19,659	42	75	19,778

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 社債	—	24,860	—	24,860
(2) 長期借入金	—	10,288	—	10,288
(3) リース債務	—	7,762	—	7,762
負債計	—	42,912	—	42,912

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 資産

投資有価証券

原則として、株式（外国株式を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、活発な市場で取引されているため、レベル1に分類しております。

例外として、在外子会社が保有している一部の非上場株式は、EBITDA倍率(6.00～8.00倍)を用いた類似企業比較法により公正価値を測定しており、レベル3に分類しております。なお、EBITDA倍率が上昇(下落)した場合、公正価値は増加(減少)します。

② 負債

社債

元利金の合計額を、発行時の社債金利と同期間の国債金利との差額を信用リスクとして計算して、当連結会計年度末日の国債（残存期間）金利に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

長期借入金・リース債務

元利金の合計額を、市場における同様の新規借入れまたはリース契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

③ デリバティブ取引

為替予約取引

為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値をもって時価としております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

借地上の建物の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年～50年と見積り、割引率は主として2.23%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	2,363百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
時の経過による調整額	32百万円
その他増減額（△は減少）	△30百万円
期末残高	<u>2,377百万円</u>

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を、原材料や製品の輸送を担う物流事業と、生産設備の建設・維持を担う機工事業の2つの主力事業収益を地域別に分解した内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	物流事業	機工事業	その他 (* 1)	調整額	地域別売上高計 (* 4)
日本	267,079	235,489	26,557	△63,784	465,341
アジア (* 2)	64,186	23,980	12	△4,287	83,892
北・南米 (* 3)	4,150	1,254	—	△807	4,597
内部取引高	△48,471	△17,872	△2,535	68,879	—
合計	286,945	242,851	24,034	—	553,831

- (* 1) 「その他」の区分は「物流事業」、「機工事業」に含まれない事業セグメントであり、情報システム、人材派遣、機材賃貸、土木・建築工事等の関連サービスを実施しております。
- (* 2) 「アジア」に含まれる地域は、東アジア (中国、香港、台湾)、東南アジア (シンガポール、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム)、南アジア (インド)、中近東 (サウジアラビア他) であります。
- (* 3) 「北・南米」に含まれる地域は、米国、ブラジルであります。
- (* 4) 当社グループは各地域において各法人に属する設備・従業員等により顧客と密接に結びつきながらサービスを提供しているため、地域別の分解は各社の所在地を基礎としております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、「物流事業」、「機工事業」および「その他」を営んでおります。

(1) 「物流事業」

物流事業において、実施している作業は主に請負契約等に基づいて行われており、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合は、報告期間の末日において見積った履行義務の充足に係る進捗度に応じて、作業期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。また、顧客からの対価の支払いは、対価の計上時から概ね1年以内に行われており、約束された対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

① 港湾区域での物流作業

日本国内の港湾区域にて、コンテナターミナルの運営、貨物の船舶への積込み・荷卸し、および船舶代理店業務等を、顧客である海運事業者からの依頼を受けて行っております。取引金額は、貨物およびコンテナの種類、附帯作業等に基づいた単価契約や注文書等に基づき合意された金額をもとに算定しております。一部取引(船舶代理店業務等)については、代理人取引と判断し、売上高に含めておりません。

② 貨物輸送及び倉庫内作業

日本および国外において、受託された貨物の輸送および倉庫内での入出庫・保管、流通加工業務等を、顧客である荷主または荷主から委託された事業者からの依頼を受けて行っております。取引金額について、貨物輸送は取扱量ならびに輸送量、倉庫作業は取扱量ならびに保管期間等に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

③ 国際物流

日本および国外において、顧客からの依頼に基づいた貨物の輸出または輸入申告や、陸上・海上・航空の輸送手段を利用した国際一貫輸送など包括的な物流業務を行っております。取引金額について、輸出・

輸入申告作業は単価契約、国際一貫輸送は取扱量ならびに輸送距離等に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。なお、当社グループが当事者として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で認識しており、当社グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

④顧客工場構内での物流作業

日本および国外において、顧客の工場構内の操業支援ならびに生産された製品、その原材料、資材等の入出荷、保管、輸送業務を、顧客から依頼を受けて行っております。取引金額は、取扱量に基づいた単価契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

(2)「機工事業」

機工事業において、実施している作業は、主に工事請負契約に基づいて行われており、工事の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合は、報告期間の末日において見積った履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出(インプット法)しております。一方で、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足する際に発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、回収することが見込まれるコストの範囲でのみ収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しております。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、顧客からの対価の支払いは、対価の計上時から概ね1年以内に行われております。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

①設備工事及び設備土建

設備工事及び設備土建においては、顧客構内での製鉄機械、石油化学及び電力関連装置をはじめとした産業設備の建設や機器の据付、配管工事等を行っております。取引価格については、顧客との間の各種基本契約や注文書に基づき合意された金額をもとに算定しております。

②保全作業

保全作業においては、顧客構内の産業設備に係るSDM(大型定期修理工事)及び日常保全を行っております。取引価格については、SDMの場合は、顧客との間の各種基本契約や注文書に基づき、合意された金額をもとに算定し、日常保全の場合は、作業ごとの単価契約に基づいた金額をもとに算定しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	163,081	148,834
契約資産	24,809	33,194
契約負債	1,764	1,360

顧客との契約から生じた債権には営業債権が含まれております。

契約資産は、機工事業における工事請負契約についての進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。また、契約負債には顧客からの前受金等が含まれております。

なお、当連結会計年度中に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものの額に重要性はありません。

当連結会計年度中において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において未充足（または部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格は63,777百万円です。当該履行義務は主に機工事業における工事請負契約に係るものであり、作業の進捗に応じて主として3年以内に売上高として認識されると見込まれます。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	4,204円60銭
2. 1株当たり当期純利益	382円50銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日)

(至 2022年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合計		
					固定資産 積立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金				
当期首残高	28,619	11,936	461	12,397	310	933	98,900	20,361	120,505	△8,774	152,748
事業年度中の変動額											
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△6,866	△6,866	—	△6,866
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	17,352	17,352	—	17,352
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△10,007	△10,007
自己株式の消却	—	—	△461	△461	—	—	—	△9,203	△9,203	9,664	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	△8	—	8	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△145	△145	—	△145
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△461	△461	—	△8	—	1,146	1,137	△342	334
当期末残高	28,619	11,936	—	11,936	310	925	98,900	21,508	121,643	△9,117	153,082

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,913	4	△522	6,395	159,143
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△6,866
当期純利益	—	—	—	—	17,352
自己株式の取得	—	—	—	—	△10,007
自己株式の消却	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△145
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	631	22	267	921	921
事業年度中の変動額合計	631	22	267	921	1,255
当期末残高	7,544	27	△254	7,317	160,399

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ①市場価格のない株式等以外のもの 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
移動平均法による原価法
 - ②市場価格のない株式等
2. デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 未成作業支出金 個別法による原価法
 - (2) その他の棚卸資産 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
 - ①建物 定額法
 - ②その他の有形固定資産 主として定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、建物15年～50年、機械装置5年～17年となっております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) で償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 工事損失引当金
受注工事の将来の損失に備えるため、当事業年度末における未成工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。
 - (5) 完成工事補償引当金
完成工事に係る契約不適合の費用に備えるため、完成工事に係る補償見積額を計上しております。
 - (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。
- (1) 物流事業
当社では、港湾区域での物流作業、貨物輸送及び倉庫内作業、国際物流作業、顧客工場構内での物流作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。
なお、当社が代理人に該当するときには、純額で収益を認識しております。
- (2) 機工事業
当社では、機工事業において、設備工事及び設備土建、保全作業等を顧客に提供しております。
これらの作業において、作業の進捗に従って顧客は便益を享受しているため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。
8. ヘッジ会計の方法
(1) ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|----------|
| ①ヘッジ手段 | 金利スワップ取引 |
| ヘッジ対象 | 借入金 |
| ②ヘッジ手段 | 為替予約 |
| ヘッジ対象 | 外貨建金銭債務 |
- (3) ヘッジ方針
当社の内部管理基準である「金利スワップ実行管理基準」及び「為替予約実行管理基準」に基づき、金利変動リスク及び為替相場変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
比率分析によっております。
9. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、本人取引として収益の総額を認識していた一部の取引について、本会計基準に基づく判定では、代理人取引として収益の純額を認識することになります。当該影響により、損益計算書の売上高および売上原価は、前事業年度の売上高および売上原価と比較し減少することとなります。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減する方法をとっており、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に従い、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減する方法を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高および売上原価は7,952百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「未成作業受入金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

2. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度における計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 見積りの内容

機工事業における一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づいた収益認識

2. 当事業年度の計算書類に計上した金額

機工事業における売上高	142,008百万円
機工事業における契約資産	26,464百万円

3. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

上記金額の算出方法は、連結注記表「重要な会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. その他の棚卸資産

販売用不動産	7百万円
貯蔵品	1,999百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

144,459百万円

3. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 2,678百万円

4. 関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務 60,496百万円

5. 保証債務
従業員及び関係会社等の銀行借入他に対する保証額 1,453百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売 上 高 6,100百万円

仕 入 高 58,794百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額 4,869百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	4,714,769	2,004,281	3,457,628	3,261,422

(変動事由の概要)

自己株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 1,581株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 2,002,700株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 3,457,628株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	5,821百万円
賞与引当金	2,129百万円
有価証券評価損	1,657百万円
資産除去債務	715百万円
減損損失	496百万円
賞与引当金に係る社会保険料	346百万円
ゴルフ会員権評価損	251百万円
貸倒引当金	63百万円
その他	865百万円
繰延税金資産小計	12,348百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,409百万円
繰延税金資産合計	9,939百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,582百万円
資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額	△188百万円
その他	△418百万円
繰延税金負債合計	△3,188百万円
繰延税金資産の純額	6,750百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率との間の差異の原因となった

主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.8%
評価性引当額の増減額	△0.2%
住民税均等割額	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
税効果会計適用後の「法人税、住民税及び事業税」の負担率	28.2%

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	摂陽倉庫(株)	当社代表取締役中村公一及びその近親者が100%を所有しております。	設備の賃借	営業取引(設備の賃借)	73	—	—

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

設備の賃借については、近隣の取引実勢に基づいて、每期交渉の上、契約により金額を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額
- 1株当たり当期純利益

2,742円04銭
293円22銭